

(公 印 省 略)
答 申 第 203 号
令 和 7 年 9 月 5 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定等に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和7年4月30日付け諮問第5号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定宗教法人の届出書類

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が、部分公開又は非公開とした決定について、法人台帳（基本情報）において非公開とした部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 本件の経緯

(1) 公文書公開請求

令和 7 年 1 月 16 日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、特定宗教法人の「設立から現在に至るまでの書類すべて」について、公文書公開請求を行った（以下「本件請求」という。）。

(2) 本件請求に係る公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、特定宗教法人が実施機関に提出した次に掲げる公文書を特定した。

ア 法人規則、備付書類（令和 3 ～ 5 年度提出分）及び法人台帳（基本情報）（令和 3 ～ 6 年度分）（以下「文書 1」という。）

イ 固定資産税・都市計画税納税通知書（以下「文書 2」という。）

(3) 本件請求に係る公文書部分公開決定

実施機関は、文書 1 について、条例第 6 条第 1 号又は第 2 号該当を理由として、部分公開とする決定（以下「本件処分 1」という。）を、文書 2 について、条例第 6 条第 2 号該当を理由として、非公開とする決定（以下「本件処分 2」という。）を、それぞれ行った。

2 審査請求

審査請求人は、本件処分 1 及び 2 を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 26 日付けで審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

3 諮問

令和 7 年 4 月 30 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問し

た。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

文書1及び文書2の非公開部分、公開決定が行われていない文書の公開を求める。

2 本件審査請求の理由等

審査請求人が、審査請求書において述べている理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件処分1について（文書1）

条例第6条第1号該当として非公開とされた部分については、法人台帳（基本情報）については法人の情報であり公開すべきである。また死者の情報は個人情報に該当しない。

条例第6条第2号該当として非公開とされた部分については、不開示理由を法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしているが、当該法人は宗教法人であり、競争する地位にはない。また非課税という恩恵を受けているものであり、財産的情報は開示することによって広く国民の知る権利に資すべきである。

(2) 本件処分2について（文書2）

当該法人は宗教法人であり、経済的に競争する地位を有していない。固定資産税・都市計画税納税通知書を公開することにより、第6条第2号に該当することは無いものとする。

(3) 決定すら行われていない文書

設立認証申請書、及び付属書類。設立からの書類を求めているのに対して（令和3年～5年提出分しか開示されていない）単立の申請がなされているはずであるのでその際の申請書、添付書類、宗教団体証明書、境内明細書、議事録等の書類については、当然存在すべき書類であるが、なんら言及されていない。

3 反論書（令和7年5月15日付け）

(1) 死者の個人情報について

兵庫県の情報公開条例は、生存しない個人に関する情報について、当該定めを除外するものではないと主張していますが、これは法律の規定よりも厳しく公開請求者の権利を制限するものであり、地域特有の正当事由がなければ認められない横出し条例に他なりません。よって死者の情報は開示されるべきと考えます。

(2) 当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものについて非公開とすると主張しています。そして、正当な利益には非財産的権利が含まれ、信教の自由もこれに当たります。この主張について異論はありませんが、保有する財産に関する情報が公開されるとなぜ、誹謗中傷につながるのか、説明がありません。被審査請求人の説明からすると登記制度も誹謗中傷につながるおそれがあり、憲法20条で保障されている信教の自由が損なわれるものであり、許されないこととなってしまいます。宗教法人は非課税という恩恵を受けている以上、ある程度の情報開示はされるべきですし、情報公開という制度も国民の知る権利という憲法21条を根拠としているものであり、国民主権の理念からは当然公開されるべきものと考えます。

(3) 決定すら行われていない文書について

審査請求人に確認したと主張していますが、審査請求人が不十分と考えて審査請求をしているのですから、ヒアリング不足もしくは理解不足であったことは間違いありません。保存期間3年との主張ですが、運営上3年で破棄されていないはずですし、破棄に際して電子への保存が行われているのではないのでしょうか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分内容及び理由

審査請求人から、令和7年1月16日付けで公文書公開請求のあった公文書について、実施機関は以下のとおり処分を行いました。

(1) 公文書公開請求の補正

公文書公開請求は、当初、特定の宗教法人（以下「当該法人」という。）について「設立から現在に至るまでの書類すべて」の内容を求めるものであったが、請求内容を明確にするため審査請求人に確認し、実施機関が保有する当該法人の次に掲げる公文書に関するものとなりました。

ア 法人規則

イ 備付書類

ウ 法人台帳（基本情報）

(2) 部分公開決定

上記(1)を踏まえ、条例第10条第1項の規定により、公文書の一部を公開することを決定しました。

ア 公文書の件名

(ア) 法人規則

(イ) 備付書類（令和３～５年度提出分）

(ウ) 法人台帳（基本情報）（令和３～６年度分）

イ 条例第６条第１号に該当するため公開しない部分

上記ア(ア)及び(イ)のうち個人の印影、代表役員含む責任役員の生年月日及び備考欄、代表役員以外の責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日並びに個人の連絡先並びに上記ア(ウ)のうち「過料事件通知」欄

ウ 条例第６条第２号に該当するため公開しない部分

上記ア(イ)のうち財産目録の金額欄及び備考欄並びに土地及び建物以外の区分及び種類及び数量欄

(3) 非公開決定

上記(1)を踏まえ、当該法人の次に掲げる公文書について、条例第10条第２項の規定により、条例第６条第２号に該当するため、次の公文書の全部を公開しないことを決定しました。

固定資産税・都市計画税の納税通知書

2 審査請求人の主張に対する反論（処分の理由の補足）

審査請求人の主張を踏まえた処分の理由の補足は以下のとおりです。

(1) 上記２(2)イの公開しない部分について

法人の台帳（基本情報）の「過料事件通知欄」は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第４項に基づく備付け書類の行政庁あて提出を怠った法人の法人登記上の代表役員について、裁判所に対する過料事件通知を行った場合に、その有無（以下「過料事件に係る情報」という。）を記載する欄です。

このため、当該欄には代表役員個人に関する情報が記載されています。「個人に関する情報」は、個人の属性を示す全ての情報をいい、非公開箇所は、いずれもこれに該当し、かつ、通常他人に知られたくないものであることから、条例第６条第１号に該当するため、非公開としたものです。

なお、条例は、生存していない個人に関する情報について、当該定めを除外するものではありません。

(2) 上記２(2)ウの公開しない部分について

条例第６条第２項は、法人その他の団体に関する情報であって公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものについて非公開とするものであり、正当な利益には非財産的権利も含まれ、信教の自由もこれに当たります。

これらのことから、宗教法人の保有する財産に関する情報は広く公開するこ

とを予定していないものであり、これを公開することにより、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷、宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料に使われるなどのおそれがあり、ひいては憲法第20条で保障されている信教の自由が損なわれるおそれが否定できないため、非公開としたものです。

(3) 上記2(3)の公開しない部分について

条例第6条第2項は、法人その他の団体に関する情報であって公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものについて非公開とするものです。宗教法人の保有する財産に関する情報は広く公開することを予定していないものであり、公開することにより、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷、宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料に使われるなどのおそれがあり、ひいては憲法第20条で保障されている信教の自由が損なわれるおそれが否定できないため、非公開としたものです。

(4) 決定すら行われていないと主張される文書について

次のとおり、審査請求人がいう「決定すら行われていない文書」はありません。

ア 上記2(1)のとおり、審査請求人がいう、単立の申請の際の「申請書、添付書類、宗教団体証明書、境内明細書、議事録等の書類」については、請求内容を明確にするため、審査請求人に請求内容を確認した結果、請求内容に含まれていないと認識しています。

イ 備付け書類は、保存年限3年であり、請求時点で処分庁が保有していた文書は令和3年度から令和5年度までの提出分で全てです。

以上のとおり、本件審査請求における処分庁の処分には、違法又は不当な点はありません。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

審査請求人は、文書1及び文書2の非公開部分、公開決定が未だ行われていないとする文書の公開を求めている。これに対し、実施機関は、本件処分1及び2について、非公開部分は、条例第6条第1号又は第2号該当、公開決定が行われていない文書は存しないとしていることから、以下、検討する。

2 本件処分1及び2について

(1) 条例第6条第1号該当性

文書1における、個人の印影、代表役員含む責任役員の生年月日及び備考欄、代表役員以外の責任役員の氏名、住所、就任年月日及び退任年月日並びに個人の連絡先については、公にすることが了承あるいは慣行とされている情報ではない。従って、これらの情報について「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」(条例第6条第1号)と認められ、実施機関が非公開としたことは妥当である。

審査請求人は、「死者の情報は個人情報に該当しない」等として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条所定の「個人情報」に限定して非公開とすべきと主張するようである。しかしながら、同法における規律対象と条例第6条第1号所定の非公開情報とは直接関連を有するものではなく、審査請求人の主張は、採用の限りではない。

(2) 条例第6条第2号該当性

文書1における財産目録の金額欄及び備考欄、土地及び建物以外の区分、種類及び数量欄並びに文書2(固定資産税・都市計画税の納税通知書)については、公にされている情報とはいえず、法人の資産状況又は経理等の内部管理に属する情報であって、「法人…に関する情報…であって、公にすることにより、…権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(条例第6条第2号)と認められ、実施機関が非公開としたことは妥当である。

(3) 過料事件に係る情報について

宗教法人法第88条柱書によれば、過料を科されるのは宗教法人の代表役員等である。また、過料は、裁判所の決定によって科される(非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第120条及び第122条)。

本件の過料事件通知欄は宗教法人法第88条第5号所定の過料に処すべき違反事実が当該法人に認められる旨を所轄庁が管轄裁判所に知らせる通知が行われたか否かを記す箇所であって、代表役員等が過料に処されたことを示す箇所ではない。したがって、当該過料事件通知をしたかどうかの欄は、所轄庁が当該法人に対して督促をしたかどうかの欄と同様、公開すべきである。

なお、「宗教法人に関する行政文書の開示請求について」(平成14年7月4日付け文化庁文化部宗務課事務連絡。令和3年1月29日付け文化庁宗務課事務連絡で読み替え後のもの)も、過料事件通知書は原則開示との扱いをしている。

この事務連絡は、宗教法人法に基づき提出義務が課されている財務関係書類

等に関する開示請求につき文化庁長官が行った不開示決定の取消訴訟における国敗訴の判決（令和元年9月12日東京地裁判決、令和2年2月5日東京高裁判決、同年10月15日上告申立て不受理）を受けてのものである。

以上から、過料事件に係る情報については、公開すべきである。

(4) 公文書公開決定が行われていない文書があるとの主張について

実施機関は、本件請求を受けて、上記第4の1(1)アないしウ記載のとおり補正が行われたこと、請求時点で実施機関が保有していた文書は令和3年度から令和5年度までの提出分がすべてであること等（上記第2の1(2)アイ）を前提に、本件処分1及び2を行ったとしている。

実施機関の説明に明らかに不合理又は不自然な点はなく、本件請求に係る実施機関の公開に係る手続において、公開決定が未だなされていない文書がある
とまで認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年4月30日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年6月27日 第2部会（第129回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年8月8日 第2部会（第130回）	・ 審議
令和7年9月2日 第2部会（第131回）	・ 審議
令和7年9月5日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 木 村 倫太郎

委 員 手 塚 昌 美

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男